

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第8回）

日時：令和2年5月12日（火）

9：00～12：00

場所：ウェブ会議

1 開 会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長） 飯泉徳島県知事）

3 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

（2）雇用調整助成金等に係る緊急提言

（農林商工常任委員会委員長 湯崎広島県知事）

（3）各地域の状況

（各都道府県知事）

4 その他

【配付資料】

- ・出席者名簿
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
- ・厚生労働省との意見交換における提案事項
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（4月30日）
- ・雇用調整助成金等に係る緊急提言

第8回新型コロナウイルス緊急対策本部 出席者名簿 (敬称略)

職名	氏名
北海道知事	鈴木直道
岩手県知事	達増拓也
山形県知事	吉村美栄子
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世
東京都知事	小池百合子
栃木県知事	福田富一
茨城県知事	大井川和彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一
富山県知事	石井隆一
石川県知事	谷本正憲
岐阜県知事	古田肇
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
福井県知事	杉本達治
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
兵庫県知事	井戸敏三
鳥取県知事	平井伸治
岡山県知事	伊原木隆太
島根県知事	丸山達也
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
徳島県知事	飯泉嘉門
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
福岡県知事	小川洋
佐賀県知事	山口祥義
熊本県知事	蒲島郁夫
宮崎県知事	河野俊嗣
沖縄県知事	玉城デニー

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、緊急事態宣言解除の判断基準をはじめ、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

「一部地域で緊急事態宣言の解除も視野に入ってきた」と伝えられているが、この間、国・地方が緊密に連携して対策を進めてきた成果と考えられる一方、新型コロナウイルスとの闘いを全国的に展開することの重要性はいささかも変わるものではなく、「感染症拡大防止対策」と国民生活・経済・雇用に広がりつつある「甚大な影響を一定程度緩和すること」とのバランスを取りながら、各地域の実情に即した対策を国・地方協働して断行しなければならない。

この非常に難しい局面をわが国が乗り切っていくため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言の解除並びに特定警戒都道府県に係る除外及び再指定の基準について、国民に対し速やかかつ具体的に明らかにするとともに、緊急事態宣言の解除等に当たっては各都道府県と十分な調整を図ること。
- (2) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、仮に一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ移動は原則として行わないよう、緊急事態宣言対象区域とそれ以外の区域との往来自粛の呼びかけの発出や「交通事業者等の協力体制構築」、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じること。
- (3) 緊急事態宣言の対象となる地域はもとより、「緊急事態宣言が解除された地域」においても、宿泊・観光業をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業活動に多大な影響が生じる事業者は多数にのぼるとともに、防疫・医療提供体制の整備も引き続き必要となることから、こうした地域に対しても引き続き交付金等による国の財政支援を十分に行うこと。
- (4) 特定警戒都道府県、特定警戒都道府県以外の特定都道府県及び緊急事態宣言が解除された都道府県それぞれにおいて、各地域や各業界で行うことができる活動のガイドラインを専門的な知見も踏まえて早急に明らかにすること。
- (5) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かい、地域経済の回復に向けた取組を展開していくためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化に向けた基金創設など大胆な資金投入、医療機関・保健所・衛生研究所に対する必要な物資・資機材、人材等の支援や診療報酬・空床補償等の財政措置、PCR検査や疫学調査の体制強化など、第2波・第3波への備えも含め、各地域の防疫・医療提供体制の充実・強化のための十分な支援策を講ずること。

- (6) 引き続き緊急事態措置等を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるとともに、緊急事態宣言が解除された地域も含め、「保健所の積極的疫学調査への協力」、「軽症者等の宿泊施設での療養」や「自宅での健康観察要請」について、実効性を担保する法的措置等を早急に講ずること。

2 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和や今年創業した事業者への給付対象拡大、無利子融資限度額引上げも含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大することから、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、当面は「予備費1.5兆円」を充当するとともに、「両交付金の飛躍的増額」を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担の軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講ずるとともに、困窮する学生に対する支援措置やリーマンショック時のような緊急雇用対策など、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。特に、甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業、交通事業などに対しては抜本的な経営支援策を講ずること。

3 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

- (1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」、「特別定額給付金」及び特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、「早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい」等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

4 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度、文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ、当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されている。また、今後の緊急事態宣言の解除等に伴い、順次「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差の解消策を積極的かつ戦略的に推進することが不可欠である。

そこで、GIGAスクールやオンライン教育などICTやテレビを活用した学習の実施

や、カリキュラムの見直し、大学入学試験の特例措置をはじめ、子どもの視点に立った最適な学習機会確保のための各種対策を緊急に講じること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論を早急に行い、その結論を得ること。

5 新しい生活様式の実現と抜本的な感染拡大防止対策の戦略的展開

緊急事態宣言解除後も含め、感染拡大の防止を持続的に図るため、新しい生活様式を実現すべく、早急にガイドラインを事業別等で作成するとともに、積極的な啓発を展開し、テレワークや5G環境など情報通信基盤の整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じること。

また、緊急事態宣言解除後の経済・社会活動の早期正常化に向け、感染者の早期発見・追跡・入院など、感染拡大防止策の戦略的な展開を図ること。

令和2年5月12日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43都道府県知事

厚生労働省との意見交換における提案事項

令和2年5月11日 全国知事会

1. 医療提供、保健所及び検査の体制強化

○必要な医療資機材等の確保

- ・ サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、検体採取スワブ、消毒用アルコール等の医療資材や人工呼吸器等の設備の安定供給に向けて対応していただいているが、引き続き現場でのニーズが強く支給まで時間を要している状況であり、早急に安定供給、流通体制の整備を図っていただきたい。
- ・ 国からの医療資機材の送付について、県の備蓄と合わせて調整を行っている場合には、医療機関への直送だけでなく県への送付の選択肢も設けていただきたい。
- ・ 在宅療養患者やそのケアに当たる訪問看護ステーション等にも、感染防御に必要な医療資機材が行き届くよう、更なる対策を講じること。
- ・ 在宅療養中の人工呼吸器使用者や気管切開患者の各家庭に対しては、上記に加え、入手困難となっている消毒用アルコールやアルコール綿（喀痰吸引用チューブや自己注射の消毒用）、精製水（人工呼吸器の加湿用）についても、必要な家庭に行き渡るよう対策を講じること。

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- ・ 4/30 に実施要綱が示されたが、対象経費が限定されているため、地域の実情に応じて必要な医療提供体制が整備できるよう、補助基準額、補助対象経費の設定を柔軟にいただきたい。特に、以下のような経費を対象としていただきたい。
 - ・ ポータブルX線装置
 - ・ 感染妊婦の受入れに必要であり他の妊婦と共有できない分娩監視装置、新生児モニター等
 - ・ 感染症指定医療機関、協力医療機関以外の医療機関における個人防護具の整備
 - ・ ECMOチームの人材養成に要する経費
 - ・ PCR検査に必要な遺伝子自動抽出装置、低温フリーザー等
 - ・ PCR検査試薬の購入経費
 - ・ 民間検査機関へのPCR検査の委託経費
 - ・ ドライブスルー・ウォークイン方式によるPCR検査の実施に必要な医師・看護師の人件費
 - ・ 都道府県調整本部の運営経費（医師等の招聘）
- ・ 空床補償制度が設けられているが、補助上限額が実態と大幅に乖離しており、補助上限額の大幅な拡充を行うこと。

【上限額】

- ・ ICU内の病床の場合 1床当たり 97,000 円/日
 - ・ 人工呼吸器を使用する場合 1床当たり 41,000 円/日
 - ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円/日
→ 地域の中核的な病院の場合、一般的に入院診療単価は5万円を上回る状況であり、16,000 円では大幅に不足。
- ・ 医療従事者等の上限単価が実態と大幅に乖離しており、最前線で活動する医療従事者等の確保に向け、上限単価を大幅に引き上げること。

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円 など

○医療従事者の危険手当、医療機関の減収への支援

- ・ 医療従事者の危険手当について、診療報酬の引き上げにより対応することとされているが、地方部の新型コロナウイルス感染症の患者数が少ない医療機関では診療報酬のみで対応職員全員に手当を支給することが困難であり、交付金等による支援をお願いしたい。
外来：医師、看護師2、事務の4人体制 → 2～3人/日の患者では賅えない
入院：10数名の体制 → 数名の入院では賅えない
- ・ 感染症指定医療機関や協力医療機関では感染した入院患者の医療への対応や感染拡大防止のため従来の診療活動を縮小せざるを得ない状況になっており、大幅な減収が見込まれることから、財政面での支援を強くお願いしたい。

○医療従事者や福祉・介護職員に対する宿泊費助成制度

- ・ 家族への感染リスク回避のため、自宅に戻らず医療機関又は宿泊施設等に宿泊している医療従事者及び福祉・介護職員の宿泊費を国で負担すること。

○治療薬、ワクチンの早期の実用化等

- ・ 5月7日付けで特例承認された「レムデシビル」について、当面は国が医療機関を通じて必要量を把握しながら管理し、重症者がいる医療機関に優先配分すると承知しているが、必要量の薬剤の確保や安定供給スキームの構築をお願いしたい。
- ・ 治療薬、ワクチンの早期の開発（製品化）が必要であるが、製品化には1,000億円単位の膨大な費用が必要となるため、国が主導し開発のため1兆円規模の基金を創設するなど資金面での支援を行うこと。
- ・ 今週中の薬事承認、保険適用が見込まれている抗原検査について、検査結果の取扱いを示すとともに、検査実施件数と結果の医療機関からの速やかな報告を行うことを国においても医師会等に要請すること。また、抗体検査の早期実現を図ること。

○保健所機能の充実・強化

- ・感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅療養等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。(4/30 緊急提言を一部改変)
- ・感染症法上、都道府県と保健所設置市の権限は同格であるが、今回の新型コロナウイルス感染症のように、通常の感染症の規模を超える非常時には、保健所設置市との関係においても県が主導的に広域的調整を行えるようにすべき。
- ・県の保健所の体制整備を図るため、市町村保健師等の確保・活用を行う場合の財源措置を講じること。
- ・患者情報の集約に向けて今週から一部自治体で国が開発したシステムの先行利用が始まるとのことであり、各都道府県も個別の医療機関に活用を促しているが、国においても日本医師会等の全国団体への働きかけを行っていただきたい。(4/30 緊急提言を一部改変)

○看護師等養成所の対応

- ・2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設の対応について」が発出されているが、その後の状況変化に応じ、臨地実習がゼロ時間でも学内実習や家庭学習で補えば技能習得とみなすことができるのか等、看護師等養成所に特化したより具体的な基準を示すこと。また、実習ができないことにより技術を身につけないまま看護師として現場に出ることに対して不安の声が多く上がっていることから、国としての対応方針について示していただきたい。

2. 感染症拡大防止対策の強化

○軽症者の宿泊施設での療養

- ・宿泊施設での療養を勧めても自宅での療養を希望するケースが多発しており、引き続き国においても宿泊施設での療養が基本であることを広く国民に呼びかけるとともに、実効性を担保する法的措置を設けるなど改善を図ること。(4/30 緊急提言を一部改変)
- ・無症状・軽症者に対する自宅・宿泊療養の解除基準として、「宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができる」(4月2日付け厚労省事務連絡)とされているが、県民や報道機関からの問い合わせが多いため、解除基準の裏付けとなる科学的根拠等を提示すること。
- ・宿泊施設の運営を担当する人員体制の強化、自宅に残された家族(子ども・障害者・

高齢者) への生活支援や対応マニュアル等の提示を行うこと。

○高齢者・障がい者施設への支援

- ・高齢者施設で感染が広がっており、今後もサービス提供を継続可能となるよう、実際に感染が発生した施設以外の施設（職員・入所者がPCR検査を受けた施設等）も含めて、利用者の自己負担を求めることなく国の財源により必要な支援策を迅速に講じること。特に、以下のような支援をお願いしたい。
 - ・職員に対する危険手当の支給
 - ・福祉サービス事務所の感染拡大防止対策（介護体制の確保、衛生用品の購入等）の取組に対する報酬加算

○保育施設における感染拡大防止

- ・保育施設は登園自粛への協力も求めつつ開所を継続しているが、現場は3密状態であり、感染リスクを懸念する声も多く寄せられている。現場の保育士の不安・負担を軽減するため、保育施設においてどのような対策が必要であるか、具体的に記載したものの分かりやすくまとめたツール（リーフレット）を提示いただきたい。

○旅館業法の改正

- ・ホテルなどの現場からは原則宿泊を拒むことができず、感染拡大を不安に思う声が多く寄せられており、旅館業法に「特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために必要な場合」や「特定警戒区域の都道府県又は緊急事態宣言の対象区域から来訪する場合」といったケースでは宿泊を拒むことができることの趣旨の規定を加えていただきたい。

3. 雇用対策

○雇用調整助成金について

- ・資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）（教育訓練加算額を含む。）を引き上げること。
- ・緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。
- ・中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を10/10とすること。
- ・緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めること。
- ・生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件の撤廃を検討すること。

- ・都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定書の添付の省略を認めること。
- ・計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等に対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」は助成金算定にあたって不要であり、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても誓約書等に対応可能とすること。
- ・雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、単一樣式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ・休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。

○妊娠中の女性労働者が休暇を取得しやすい環境の整備

- ・妊娠中の女性労働者の感染リスクを減らし、安心して出産できるようにするため、妊娠届出の提出を行った後、産前休暇までの間の休業手当を補償するとともに、雇用主において代替人員を確保するために必要な経費に対する助成制度を設けること。

○若年者の就職支援及び雇用創出策の充実

- ・再び就職氷河期世代を生み出さないよう、高校生や大学生等の就職活動及び若者の就職受け皿の確保のための支援等を充実すること。
 - ・新規卒業生の採用計画の維持、採用選考日程の後倒し等による募集機会の確保、インターネットを活用した企業説明会の積極実施などについて、経済界への要請や個別企業に対する周知徹底
 - ・雇入れ関係助成金の新卒採用者への適用拡充
 - ・地方公共団体等が実施する企業と学生が交流する場の創出に対する財政支援など

○労働力のシェアを行う新たなマッチングシステムについて

- ・人手不足が生じている業界において、期間限定で労働力をシェアするため、その需給調整機能を持つ「緊急雇用センター（仮称）」の設置など、新たなマッチングシステムを創設すること。

4. 生活困窮者対策

○生活福祉資金における特例貸付

- ・休業等による生活資金への不安、貸付条件の大幅な緩和、積極的な広報により、貸付申込が急激に増加しているため、貸付原資及び事務費について追加の予算措置と

迅速な交付を行うこと。また、当面7月末までとされている受付期間をあらかじめ来年3月末までと延長するなど、安心して制度を活用できるような措置を講じること。

- ・休業や失業により生活困窮している方々を支援していくため、貸付金の償還免除の適格要件については、住民税非課税世帯に限定しないよう、さらなる検討を行うこと。

○生活困窮者自立相談支援事業

- ・住居確保給付金の収入要件が厳しく、支給対象とならない方が多くいることから、収入要件を緩和すること。また住居確保給付金や一時生活支援事業の増加により地方負担額も増加していることから、これらの負担増に対する支援を行うこと。

(収入要件) 申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12) + 家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

5. その他

○早期の情報提供

- ・国に対し、新型コロナウイルス感染症対策で急を要するものについての疑義照会をしているが、速やかな回答をいただけない場合が多く、業務に支障をきたしているため、必要な連絡調整が行えるよう体制整備等の対応を行うこと。
- ・各都道府県において様々な対応策を検討する時間が十分に確保できるよう、原案段階での事前送付を行うなど迅速な情報提供を行うこと。

雇用調整助成金受給に必要な書類

【計画届の提出に必要な書類】

- 1 休業等実施計画（変更）届
- 2 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
 - ・生産指標の確認のための書類
最近1か月分及び前年同月分の売上高、生産高又は出荷高を確認できる書類既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。
- 3 休業協定書
 - ① 雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した協定書
休業を実施する場合は「休業協定書」
 - ② 労働者代表の確認のための書類
労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。
なお、事後提出の場合、「休業・教育訓練実績一覧表」に協定を締結した労働者代表の署名または記名・押印があれば省略することが可能。
(7) 労働組合がある場合 … 組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類
(4) 労働組合がない場合 … 「労働者代表選任書」
- 4 教育訓練協定書
 - ・事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類
常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

【支給申請に必要な書類】

- 5 支給要件確認申立書（雇用調整助成金）・役員一覧表
- 6 休業・教育訓練実績一覧表
- 7 雇用調整助成金助成額算定書
- 8 雇用調整助成金（休業等）支給申請書
- 9 労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類
 - a 各対象労働者の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類
 - b シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの具体的な労働日・休日が見わかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類
- 10 休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類
休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前4か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分））
なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要であるが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまわない。
- 11 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類
 - a 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」「給与規定」「労働条件通知書」などの書類
 - b 休業を実施する事業所であって、変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合は、aに加えて、そのことに関する労働組合等との協定書（企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書）又はその監督署へ届け出た際の届出書の写し

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に係る全国知事会の累次にわたる緊急提言に対して、真摯に対応いただき感謝申し上げたい。

この度、全都道府県を区域とする緊急事態措置の終期が5月6日に到来することを踏まえ、わが国の新型コロナウイルス対策を都道府県との協働により効果的に執行するとともに、経済社会における影響を極力抑えるために、政府におかれては今後の方針を早期にお示しいただき、以下の点について早急に対策を講じられるよう提言する。

記

1 緊急事態宣言について

(1) 緊急事態宣言については、国民生活に大きな影響を与えることから、国の責任において、感染拡大状況や医療体制など専門的知見に基づきできるだけ早く終了又は延長の判断を行うこととし、その際には発動・継続・解除の基準を具体的に明らかにした上で、今後の終息に向けた見通しを早急に示すなど、厳しい状況に耐え奮闘してきている国民、事業者、地域に対して十分説明責任を果たすとともに、その根拠となるデータや専門家会議の議論について、広く国民と共有できるようにすること。また、緊急事態宣言を継続せざるを得ないと判断する場合、国として覚悟をもって集中的に対策を講ずるとともに、一部の地域のみ解除することにより「新たな人の動き」を生じさせ全国的に感染拡大させることがないよう、全都道府県を対象地域とすることを視野に検討し、その際、地域ごとの実情を踏まえ、感染の実態に応じ、段階に応じた対策(学校での活動、屋外活動、少人数会合等)を、政府として明示すること。

(2) 学校については文部科学省として責任をもって学校の休業・再開の基準・ガイドラインを示すこと。また、5月7日以降も学校の臨時休業を継続する選択を自治体が行うこととなる場合は、自治体間や児童生徒間で学習機会の格差が生じないように、ICTを活用したオンライン学習やNHKなどテレビを活用した学習機会を確保するとともに、これまでの学校臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、家庭学習に必要な教材の作成・郵送費等、環境整備のための支援や、教員や学習指導員等の支援の拡充、土曜日や長期休業期間も活用するなどの教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。

併せて、諸外国でおこなわれている9月入学制についても、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含めて社会に幅広い影響を及ぼすことになるものであり、様々な見地から各界各層を交え検討を要する国家的重要課題であるが、一方、学校休校の長期化に対する不安を解消するとともに、子どもたちのグローバルな活躍にも資するものもあり、政府におかれては国民的な骨太の議論を行うこと。

(3) 観光地の旅館・ホテルや道路については、新型インフルエンザ等対策特別措置法と旅館業法や道路法をはじめとした他法令との整合性について、法改正も含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取り組みを行えるような措置を講ずること。

- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の対象範囲外の施設に対する同法第24条第9項による営業休止など、「必要な協力の要請」に関する都道府県対策本部長の裁量権を拡大すること。
- (5) 大型連休中の往来自粛は全国的な課題であり、国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施するとともに、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。
- (6) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討すること。

2 実効性ある感染症拡大防止対策の強化について

- (1) 特定警戒都道府県を中心に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在するところである。全国にチェーン展開する事業者に対し政府としても休業等を要請するとともに、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を早急に図ること。また、こうした補償・支援を特別措置法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにするとともに、都道府県知事の指示に従わない場合には罰則適用の対象とする等、法制度も含め早急に実効性を担保する措置を講ずること。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。
また、感染者の早期発見、早期隔離、行動履歴調査、濃厚接触者追跡調査により感染封じ込めを徹底して行えるよう、財政措置や情報共有体制はじめ効果的な促進を図ること。
- (3) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (4) 羽田空港・伊丹空港で行われているサーモグラフィーを活用した体温測定について、すべての他空港に拡大するなど、水際対策の更なる徹底を航空会社に要請するとともに、発熱等による体調不良者の搭乗拒否を航空会社が行いやすくなるよう広く呼びかけること。
さらに、各自治体が離島等の空港やフェリーターミナルに配備するサーモグラフィー

一が不足していることから、国においても調達・確保に向けた対策を講ずること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

(1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な実用化に向けて、基金を創設するなど、大胆な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。

また、アビガンに加え、レムデシビルの使用などについて、特例承認制度の活用や、治験終了後、薬事承認を可能な限り迅速に行うことなどにより、薬剤治療の実用化へ早急に道を開き、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心な医療体制を構築すること。

(2) 感染拡大防止のため、すべての自治体が感染者の早期発見、早期治療、徹底した行動歴の調査を実施できるよう、国においては、PCR検査の受検機会の拡大や不足している試薬、綿棒の調達・確保などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

また、医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給する努力を重ねておられるが、住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じられることを強く求める。

さらに、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置を速やかに講じるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

(3) 重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。

また、空床確保に係る国庫補助の単価が実態と大幅に乖離していることから、単価を大幅に引き上げるとともに、病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置すること。

さらに、軽症者については、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合があることを踏まえ、宿泊施設での療養が基本であることを改めて国民に広く周知すること。

(4) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。

(5) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

- (6) 高齢者や障がい者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。
- (7) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

4 緊急経済対策について

- (1) 緊急事態宣言の期間やこれに伴う事業者への休業要請が延長された場合、今般の補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の金額では必要な額に不足することが強く懸念されることから、補正予算に計上されている予備費の活用に加え、追加の経済対策を躊躇なく講じることにより、交付金の総額を大幅に増額すること。
- (2) 収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急を実施すること。
- (3) 交付額の算定に当たっては、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。
また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。
さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、後年度において事業者への資金融通に対する利子補給を行うための基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。
- (4) 国の責任で緊急事態宣言の発出を行った以上、国の責任において休業要請の対象となる行為・施設等の範囲及び財源措置を国が個別具体的方針を明確に示すとともに、各都道府県が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (5) 緊急経済対策で創設された国の支援制度について、制度の周知徹底、使い勝手の向

上、申請手続きの簡素化などに取り組み、支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにすること。

「持続化給付金」については、予備費の活用を含めその総額を増額させ、売上げ要件の緩和や事業所単位での支給など対象者の大幅な拡充を図るとともに、速やかに事業者者に周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度とすること。

「雇用調整助成金」については、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講じること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。

さらに、「特別定額給付金(仮称)」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずるほか、障がい者も含め生活支援対策をきめ細かく講じること。

(6) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

(7) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

さらに、障がい者、高齢者、子ども、さらに、アルバイト収入がなくなっている学生等を支援するため、自治体が行う様々な生活支援事業についても交付金の対象とするなど、国としての財政的な支援を行うこと。

(8) 中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、国においても積極的に事業者への周知を図るとともに、融資上限を引き上げるなど制度拡充を行うこと。また、売上が減少した事業者のために国に先行して実施した利子及び保証料に対する支援についても国の補助の対象とすること。

(9) 農林水産物の消費が低迷していることから、農林水産事業者を支援するため、各家庭において地元産物を購入するなど地産地消を進めるよう、国としても強く呼びかけを行うこと。また、価格が大幅に低下している花きなどの施設園芸品目への支援策の拡充を図ること。

(10) 新型コロナウイルス感染症の終息後における経済対策での活用や、住民サービスのさらなる向上に向け、マイナンバーを活用した新たなサービス提供が可能となるよう、個人番号等を利用することができる事務を拡大すること。

5 風評被害の防止と個人情報保護の徹底について

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。特に、感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。

令和2年4月30日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部員 43 都道府県知事

雇用調整助成金等に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出される中、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。

また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の期間延長により、事業者、労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念される。

今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、日本経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがある。

このため、休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）が確実かつ迅速に利用されることが極めて重要である。

国においては、これまで助成率の拡充や要件緩和、申請書類の簡素化等を講じており、ほぼ全ての事業者が助成金を利用できる状況にはなっているが、その内容について十分な認知や理解がされておらず、また依然として申請手続き上のハードルがあるために、確実かつ迅速に支給されているとは言い難い状況である。また、度重なる制度改正により、現場は混乱を来しており、制度として破綻寸前にある。

助成金が真に役立つものとなるよう、国が責任を持って周知・啓発の徹底と利用促進を図り、さらなる手続きの簡素化や支援内容の拡充を講じられるよう提言する。

なお、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。

1 休業手当制度の理解促進について

休業手当制度について、事業者が十分に理解していないため、適切に支給しないまま休業を続けるケースも懸念されており、結果として、雇用の維持に向けた助成金の利用に繋がらないことから、社会保険労務士などを活用して、すべての事業者に対し、休業手当制度の理解促進を図ること。

2 助成金制度の周知と利用促進について

助成金については、緊急雇用安定助成金の新設をはじめとしてこれまで複数回にわたり制度の拡充や要件緩和等が行われており、事業者等の混乱も想定されることから、最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。

特に、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金については、利用が進んでいないことから、事業者への徹底した周知と利用促進が必要であること。

また、労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたところであり、労働保険の加入手続をとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。

3 助成金制度の改善について

(1) 申請手続等の改善について

- ① 緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、申請から支給決定に至るまでの処理期間（具体の期限やスケジュール）を設定するとともに、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど、概算払の導入を検討すること。
- ② 生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件を撤廃すること。
- ③ 雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、単一樣式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ④ 都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定の省略を認めること。
- ⑤ 休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。
- ⑥ 計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等に対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても事業者の事務負担軽減の観点から誓約書等に対応可能とすること。

(2) 支援内容の拡充について

- ① 資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）の引き上げ（教育訓練加算額の引き上げを含む。）を検討すること。
- ② 中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を一律10/10とすること。
- ③ 緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。

4 体制等の強化について

制度に関する問い合わせが各労働局・ハローワークに殺到しており、相談のための電話がつかない、また来所しても長時間の待ち時間となるなど、申請までに時間や手間がかかる状態が続いているため、事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。

また、社会保険労務士による積極的な手続支援が進むよう、その連帯責任の特例的な見直しを行うなど、柔軟な対応を図ること。

さらに、オンライン申請の導入にあたっては、手続に不慣れな事業者が円滑に申請できるよう、商工団体・金融機関・行政書士等その他の民間機関も活用した支援策を検討すること。

5 財源措置について

感染症拡大の影響を受ける事業者の雇用の維持に向けた地方公共団体が行う取組（助成金の円滑な申請手続を補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など）に対して、十分な財政措置を講じること。

6 雇用保険の特例措置について

激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置について、今回も適用し、労働者自らが給付請求できるとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を行うこと。この場合、特に次の点を考慮すること。

- ・パート・アルバイト等雇用保険被保険者とならない者への適用
- ・支給率及び上限額の引き上げ
- ・受給者の休業・一時離職前の被保険者期間の通算

令和2年5月12日

全国知事会農林商工常任委員会委員長
湯崎 英彦